

裾野市公告第 65 号

裾野市が購入する物品（水道情報システム機器）について、下記のとおり郵便による制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び裾野市契約規則（平成 8 年裾野市規則第 13 号）第 7 条の規定により公告する。

令和 3 年 8 月 27 日

裾野市長 高 村 謙 二

記

1 入札に付する事項

- (1) 入札番号 第 7007 号
- (2) 件名 令和 3 年度 上水道事業
水道情報システム機器購入
- (3) 購入する物品 水道情報システム機器（仕様書のとおり）
- (4) 納入場所 裾野市水道庁舎（静岡県裾野市深良 215 番地の 22）
- (5) 納入期限 令和 4 年 1 月 31 日まで
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 最低制限価格制度 適用なし
- (8) 低入札価格調査制度 適用なし

2 入札参加者に必要な資格

本件に係る入札参加申込書の提出日から契約締結日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たすこと。なお、入札参加申込みをした者が落札決定までに資格要件を満たさなくなった場合、本市はその時点で当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 裾野市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 28 年告示第 70 号）及び静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更

生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 6 4 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は再生計画が認可された者を除く。

- (4) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）の適用となる団体でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 本社又は営業所が裾野市における入札参加資格の認定を受け、かつ、裾野市の入札参加資格者名簿に契約営業所として登録されていること。

※裾野市における物品役務の「パソコン・OA 機器」で入札参加資格の認定を受けていること。

3 仕様書の配布

- (1) 配布期間 令和 3 年 8 月 27 日（金）午前 11 時から 9 月 13 日（月）午後 5 時まで
- (2) 配布場所 本市ホームページからダウンロードとする

4 質疑回答

- (1) 質疑期間 令和 3 年 8 月 27 日（金）午前 11 時から 9 月 2 日（木）午後 5 時まで
- (2) 質疑方法

様式第 1 号（使用するソフトは Microsoft 社製 word に記載の上、メール件名を「第 7007 号に係る質疑」とし、様式第 1 号を添付して下記に送付すること。質疑については、電子メール・FAX 以外での方法（口頭、電話）による問い合わせには応じない。なお、質疑書原本は入札日までに上下水道経営課へ提出すること。また、提出のあった質疑に関しては、本件に直接関係するもので本市が

必要と認めたものについてのみ回答を行うこととし、すべての質疑について回答するとは限らない。

- (3) 送付先 suido-so@city.susono.shizuoka.jp
- (4) 回答日 令和3年9月6日(月)。ただし、入札参加資格に関する質疑にあつては、質疑の都度回答するものとする。
- (5) 質疑書原本は「11問合せ先」へ送付すること。
- (6) 回答方法 本市ホームページ上に公開

5 入札参加の申し込み

入札への参加を希望する者は、次に掲げるところにより書類を提出しなければならない。

- (1) 提出期間 令和3年8月27日(金)から令和3年9月2日(木)午後5時まで
 - ※ 土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで。
 - ※ 郵送の場合は、令和3年9月2日(木)必着とする。
- (2) 提出先 裾野市役所水道庁舎2階 上下水道経営課
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出書類 入札参加申込書(様式第2号)

6 入札参加資格者の通知方法

- (1) 通知方法 令和3年9月3日(金)に書面にて結果を発送します。

7 入札書の提出方法等

(1) 提出方法

入札書の提出方法は入札参加申込書とは別に「入札書」と明記した封筒に封印したうえ、郵送にて行うものとする。なお、仕様書等の質疑応答を確認のうえ送付すること。

- (2) 提出期間 令和3年9月3日(金)から令和3年9月10日(金)午後5時まで
- (3) 郵送方法 書留郵便による。

(注意) 入札書の到着の確認の問い合わせについては、郵便事業株式会社への問い合わせ又は郵便事業株式会社による郵便追跡システムで確認できることから、市では一切応じません。

8 開札

- (1) 開札の日時 令和3年9月13日(月)午前9時から
- (2) 開札の場所 裾野市水道庁舎 2階 会議室
- (3) 入札書記載金額 落札候補者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札の方法 入札書(様式第4号)による郵便入札の方法による。
- (5) 入札回数 1回を限度とする。
- (6) その他 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。また、落札者となるべき金額を入札した者が複数あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定によるくじを行い、落札者を決定する。

8 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の入札価格であるものを落札者とする。

9 入札の辞退

入札参加者が本件の参加を辞退する場合は、「入札辞退届(様式第5号)」を持参又は郵送により提出する。なお、本件への参加を辞退した者は、これを理由として以後の本市の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

- (1) 提出期限 令和3年9月10日(金)午後5時まで
※郵送の場合は開札日時までに必着とする。
- (2) 提出先 裾野市役所 水道庁舎2階 上下水道経営課

10 入札に関する留意事項

(1) 遵守規定

入札参加者は、裾野市競争入札心得、裾野市郵便入札実施要領、裾野市契約規則等及びその他の関係法令等を遵守しなければならない。

(2) 費用負担

本件への参加に要する費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

本件に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 入札書の取扱い

提出された入札書は、差し替え、訂正、再提出は認めない。

(6) 入札の無効

① 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(ア) 本件に参加する必要な資格のない者が入札をしたとき。

(イ) 申請書類に虚偽の記載があるとき。

(ウ) 申請書類に不備があるとき。

(エ) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。

(オ) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。

(カ) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

(キ) 著しく信義に反する行為をしたとき。

(ク) 関係者に対し、不当な働きかけ等を行ったとき。

(ケ) 入札に際して談合等の不正行為があったとき。

(コ) 入札金額が予定価格を超えたとき。

(サ) 入札書に入札者の記名押印のないとき。

(シ) 入札参加申込書の申込印と異なる印鑑を押印した入札書を提出したとき。

(ス) 所定の入札書を使用しなかったとき。

(セ) 指定の時刻までに入札書が提出されなかったとき。

(ソ) 入札金額、入札者の指名その他主要部分が識別し難いとき。

(タ) 入札金額を訂正しているとき。

(チ) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。

(ツ) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。

(テ) (ア)から(ツ)までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

② 入札に当たっては、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)」に抵触する行為を行ってはならない。また、

公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。また、その他、本市が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(7) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止における損害は、入札参加者の負担とする。

(8) 契約手続

① 契約の締結に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって、物品供給契約を締結するものとする。

② 落札者は、落札決定の日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む）に契約を締結するものとする。

③ 契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて落札者の負担とする。

④ 質疑があった場合は、回答を契約書に綴じること。

(9) 契約保証金

裾野市契約規則第30条による。ただし、国債、地方債及び裾野市契約規則第30条第3項第1号に規定する有価証券等の提供は、市の受け入れ態勢が整っていないため、不可。

(10) 異議申立て等

入札参加者は、入札後において、公告及び仕様書についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1.1 問合せ先

裾野市 環境市民部 上下水道経営課

〒410-1102 静岡県裾野市深良 215 番地の 22

電話 055-995-1836

電子メールアドレス suido-so@city.susono.shizuoka.jp

以上